

長瀬町立長瀬第一小学校スクールバス運行業務

公募型プロポーザル実施要項

令和5年9月

長瀬町教育委員会

1. 目的

この実施要項は、「長瀬町立長瀬第一小学校スクールバス運行業務」を公募型プロポーザル方式において参加事業者に提案を募り、その提案の中で内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者の提案を選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

- (1) 業務名 長瀬町立長瀬第一小学校スクールバス運行業務
- (2) 業務内容 別紙「長瀬町立長瀬第一小学校スクールバス運行業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。
※ 契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部変更する場合がある。
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (4) 期間
 - ア スクールバス準備期間：契約日から令和6年2月29日まで
 - イ スクールバス契約期間：令和6年3月1日から令和11年2月28日までの60ヶ月
※ 上記は本町が想定している期間であり、正式な期日については、契約時に決定するものとする。
※ 試験運転期間については、令和6年3月1日から3月31日までの間とする。
- (5) 提案限度額
5年間総額 74,910,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※ 上記の金額を超えての提示は不可（失格）とする。

3. 参加資格要件

プロポーザル参加資格要件及び業務実施上の条件は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。

- (1) 長瀬町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成24年告示第31号）又は、長瀬町物品等競争入札参加者の資格に関する規程（平成24年告示第32号）に基づく資格者名簿に登載されていること。
ただし、上記の規定に関わらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、資格者名簿に未登載の者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。
 - ア 概要書
 - イ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
 - ウ 財務諸表（決算報告書）
 - エ 直近の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - オ 業務経歴書

- (2) 長瀬町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成25年告示第48号）による措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は再生手続きをしていない者。
- (5) 長瀬町暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (6) 長瀬町の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年告示第38号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと。
- (8) その他、当該業務担当者との打合せを適切に行うことができる者。

4. スケジュール

本事業の事業者の募集、選定及びスケジュールは以下のとおり。ただし、変更となる場合がある。

項目	日程
実施要項等の公表	令和5年9月7日（木）
質問書の提出期間	令和5年9月20日（水）午後5時まで
質問に対する回答の公表予定	令和5年9月25日（月）
提案書の提出期限	令和5年10月3日（火）午後5時まで
一次審査結果の連絡	令和5年10月6日（金）
二次審査（プレゼンテーション）	令和5年10月中旬予定 ※別途通知
二次審査結果の通知	令和5年10月下旬予定
契約締結	令和5年10月下旬予定

5. 質疑回答

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出方法

提出は、後述の「13. 担当・提出先」に記載のメールアドレスに送付すること。

なお、メールの件名は、「長瀬町立長瀬第一小学校スクールバス運行業務プロポーザル関係質問」とすること。

※ メール受信確認のため、担当まで電話で送付した旨を連絡すること。

(3) 提出期限

令和5年9月20日（水）午後5時まで

(4) 質問への回答

質問への回答は、令和5年9月25日（月）に長瀬町ホームページで公表する。

※ 質問書に対する回答により、要項等の追加又は修正があったものとみなす。

6. 参加書類の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 会社概要書（様式第3号）

ウ 同種・類似業務実績（任意様式）

エ 提案書（任意様式）

※ 専門的知識がなくても理解しやすいように配慮すること。

※ 以下「7. 審査の方法 (3)審査項目及び評価基準」に記載の項目1から4の順に、わかりやすく記載すること。

オ 見積書、見積内訳書（任意様式）

※ 仕様書及び提案書等に基づき積算すること。

※ 費用算出にあたり見積条件等がある場合は、その内容を明記すること。

※ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額に消費税額を加算すること。

カ 資格者名簿に未登載者の場合、3. 参加資格要件(1)ア～オの関係書類一式

(2) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

(3) 提出先

提出は、後述の「13. 担当・提出先」に記載の住所に持参又は郵送により提出する。

※ FAX及びメールによる提出は受付ない。

※ 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出期限

令和5年10月3日（火）午後5時まで（必着）

(5) 提出方法

提出書類は、A4版長辺綴じで統一して作成のこと。

図面等はA3版でも可。

7. 審査の方法

(1) 一次審査

一次審査は長瀬町教育委員会において、提出された参加表明書、提案書等の確認及び審査を書面にて行い、二次審査対象者を上位4者選出する。ただし、応募者が4者以下の場合は、一次審査を省略することがある。審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

書面審査の結果については、参加したすべての業者にメールで通知する。

※ 一次審査を通過した者に対して、二次審査（プレゼンテーション）を依頼する。

(2) 二次審査

二次審査は、「長瀬町立長瀬第一小学校スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）がプレゼンテーションへの審査を行う。また、長瀬町学校統合準備委員会設置条例（令和4年長瀬町条例第15号）第7条の規定に基づき設置されている総務部会（以下「総務部会」という。）に、長瀬町立長瀬第一小学校スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会設置要領第6条の規定に基づき、審査委員会への参加を求め、その意見を聴取する。

審査委員会の審査及び総務部会への意見聴取の結果、最も優れた提案を行った者を契約候補事業者として選定する。

なお、同点の場合には見積額の評価点が高い提案者（見積額が低い方）を上位とする。

また、プロポーザルの参加者が1者のみであっても、審査委員会における評価点が基準点に達し、かつ、審査委員会が適切な事業者と判断した場合は、契約候補者とする。

(3) 審査項目及び評価基準

ア 一次審査

番号	評価項目		配点
1	基本項目	提案会社の参加資格に関すること	25
2	経営状況・業務実績	提案会社の信用状況に関すること	25
3	業務実施体制	業務実施体制について	25
4	見積額	見積額に関すること、町財政への貢献性	25
合 計			100

イ 二次審査

次の方法にて審査・選定する。

- ① プロポーザル提案者が作成し提出した提案書等についてプレゼンテーションを受け、審査委員会において「提案書評価基準」（別紙1）に基づき評価を行う。
- ② 総務部会への意見徴取は次のとおり行う。
 - ・ 総務部会を代表する者が審査委員会に参加する。
 - ・ 総務部会を開催し、審査委員会に参加した部会員が、プロポーザルの内容を各部会員に説明を行う。
 - ・ 「提案書評価基準」（別紙1）に基づき、総務部会としての評価を行う。
- ③ 各委員と総務部会の合計評価点を参加者ごとに合算し、総得点の最も高い参加者を契約候補事業者として選定する。
- ④ 合計評価点が500点未満の提案については、契約候補者の選定対象から除外する。

8. プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時 10月中旬を予定。詳細については後日連絡する。
- (2) 場 所 長瀬町役場

(3) 出席者 最大人数3人

(4) 提案内容の説明

ア プレゼンテーションは、提案書に沿って説明すること。

イ 説明時間は20分以内とする。※準備時間は含まない。

ウ 質疑応答は10分以内とする。

(5) 備品の貸出

プレゼンテーションに当たり必要な機材等は、各社が用意すること。ただし、スクリーンは町から貸出が可能であり、使用する場合は事前に申し出ること。

(6) 参加の辞退

参加表明書提出後に都合により辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第4号）を、下記「13. 担当・提出先」に記載の住所に、持参又は郵送により提出する。

※ FAX及びメールによる提出は受付ない。

※ 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

9. 受託候補者の特定

(1) 本プロポーザルの審査は、長瀬町立長瀬第一小学校スクールバス運行業務プロポーザル審査要領に定める方法により評価事項について審査し、最高得点者を本業務の契約候補事業者とする。

(2) 選定結果の通知（予定）

令和5年10月下旬 審査結果通知

10. 契約方法等

(1) 事業者の特定

審査委員会及び総務部会により選定した契約候補事業者を、本業務に係る随意契約等の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当する場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

ア 最優秀者が、「11. 失格事項」に該当した場合又は該当することが判明した場合

イ 最優秀者が、本業務を辞退した場合

ウ その他の理由により、最優秀者を本業務の相手先として特定できない場合

(2) 契約形態

契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び長瀬町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年条例第30号）の規定による長期継続契約（5年）とする。

ただし、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合が生じたときは、契約を変更又は解除するものとする。この場合において、この契約の解除により損失が生じたときは、当該損失に伴う補償額を長瀬町及び契約業者で協議し、その損失の補償を長瀬町に請求することができるものとする。

1 1. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者は失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提案書の作成形式及び留意事項に示された要件に適合しておらず、適性は評価及び審査に支障をきたす場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

1 2. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の経費は参加事業者の負担とする。
- (2) 参加事業者は1つの提案のみを行うこととする。
- (3) 本審査において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しない。ただし、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (7) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。また、選考方法及び選考内容についての問合せにも応じない。
- (8) スケジュールに変更がある場合は、その都度、参加事業者に連絡する。
- (9) 提出した書類等の内容や特許等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを無断で使用した結果で生じた責任は、参加事業者が負うものとする。
- (10) 検討すべき事項が生じた場合は、長瀬町と業務委託請負者で別途協議する。

1 3. 担当・提出先

長瀬町教育委員会 教育総務担当

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

電話 0494-69-1107 (直通)

E-mail kyoiku@town.nagatoro.saitama.jp